

令和7年度

旭川農業水利事業

旭川地区事業再評価資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

旭川農業水利事業旭川地区事業再評価資料作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営旭川農業水利事業における事業再評価の実施に当たり、事業地区全域に係る社会情勢の変化について現状を把握、分析し、農業情勢調書等の資料を作成するとともに、技術検討会資料の作成を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、秋田県横手市、大仙市及び美郷町であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(事業概要)

第1-4条

本地区の事業概要は次のとおりである。

主要工事：	貯水池	あいののダム	一式
	頭首工	新一の堰頭首工	一式
		新上堰頭首工	一式
		大戸川頭首工	一式
用水路	左岸幹線用水路		L=9.8km
	右岸幹線用水路		L=3.3km
	三の堰用水路		L=2.8km
	大戸川注水路		L=0.8km
	水管理施設		一式

工 期：平成28年度から令和9年度

総事業費：15,000百万円(平成26年度単価)

受益面積：3,159ha(水田3,148ha、畑11ha)

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下「予決算」という)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価

の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1-6 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-7 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 農業-農村地域計画 農業-農村環境 農業-農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画、農村環境
博士 (農学)	—	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

(担当技術者)

第 1-8 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-9 条

共通仕様書 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の

登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務では、次の図書を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧 (農業農村整備事業計画研究会 編)	(株) 地球社	平成 15 年 8 月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版	平成 27 年 9 月
3	国営土地改良事業等再評価実施要領	農林水産省農村振興局長・ 生産局長通知	平成 22 年 8 月 (最終改正)
4	土地改良事業の費用対効果分析に関する 基本方針の制定について	農林水産省農村振興局長 通知	平成 20 年 3 月
5	土地改良事業の費用対効果分析マニユア ルの制定について	農林水産省農村振興局企 画部長通知	令和 4 年 4 月
6	土地改良事業の費用対効果分析に必要な 諸係数について	農林水産省農村振興局整 備部土地改良企画課通知	令和 6 年 4 月 (最終改正)
7	執務参考資料「令和 5 年度国営土地改良 事業等再評価の運営について」	農林水産省農村振興局整 備部	令和 5 年 5 月
8	国産農産物安定供給効果について	農林水産省農村振興局整 備部長通知	令和 5 年 4 月
9	土地改良事業の費用対効果分析における 参考資料等について	農林水産省農村振興局整 備部事務連絡	令和 5 年 9 月

※作業前に図書が改訂された場合は、最新版を用いるものとする。

(貸与資料等)

第2-2条

本業務における貸与資料は次のとおりである。

番号	貸与資料	数量
1	国営旭川地区土地改良事業計画書	1部
2	国営土地改良事業旭川地区全体実施設計書	1部
3	令和2年度 東北農政局国営事業管理委員会（再評価） 予備的検討（旭川地区）に係る資料	1部

上記資料のほか、監督職員との協議の結果、必要と認められた資料について貸与する。

(貸与資料等の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 貸与資料等の記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

1 作業項目及び数量

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	作業数量
1 資料の検討	1式
2 農業情勢等調書の作成	1式
3 総事業費の算定及び費用対効果分析	1式
4 現状分析	1式
5 「環境との調和への配慮」調書の作成	1式
6 「事業コスト縮減等の可能性」調書の作成	1式
7 技術検討会資料（案）の作成	1式
8 点検とりまとめ	1式

(作業の留意点)

第3-2条

- 1 作業を実施するにあたり、行政機関等からの資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を

得るものとする。

- 3 第2-1条及び第2-2条並びに共通仕様書に示す貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4 第3-1条の作業項目「7. 技術検討会資料（案）の作成」に当たって、有識者等の第三者による評価を実施する「技術検討会」の開催（令和8年4月予定）に先立ち、令和8年1月に開催する予定の東北農政局事業管理委員会幹事会に使用する資料となるため、令和7年12月を目途に素案を取りまとめるものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員及び工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

（1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ア 業務実施条件
- イ 業務計画の妥当性
- ウ 設計変更内容
- エ その他必要な事項

（2）会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 業務確認会議において確認した事項については、業務確認会議記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- | | |
|-----|-----------------------|
| 初回 | 作業着手の段階 |
| 第2回 | 中間打合せ（貸与資料、既存資料整理段階） |
| 第3回 | 中間打合せ（費用対効果算定段階） |
| 第4回 | 中間打合せ（技術検討会資料（案）作成段階） |
| 最終回 | 報告書原稿作成段階 |

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物の提出)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R 等) により別途1部提出するものとする。

2 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町2番9号 (横手法務合同庁舎1階)

東北農政局旭川農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

2 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

3 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

4 履行期間の変更が生じた場合

5 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合

6 その他

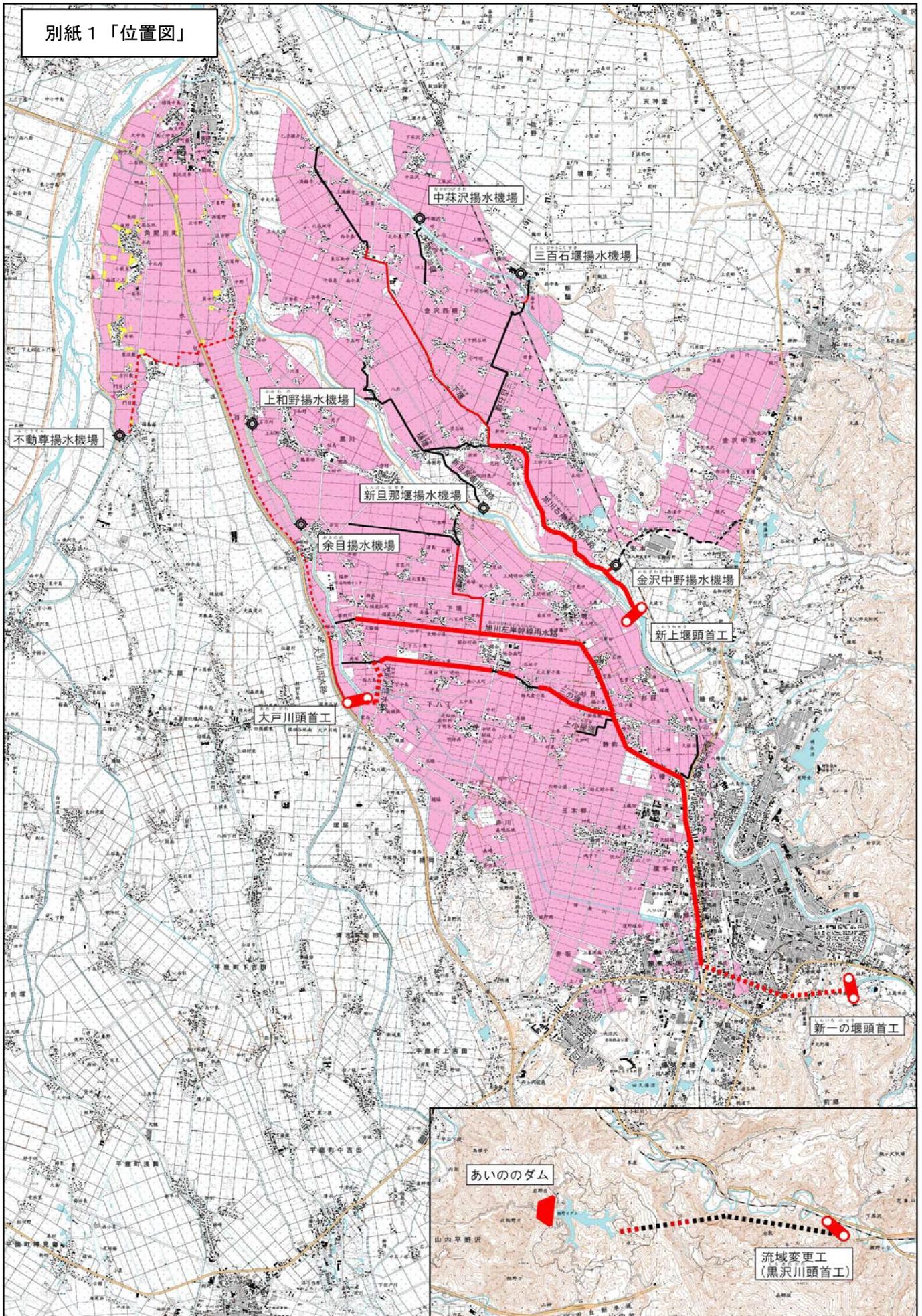
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

本特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1「位置図」



【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 資料の検討	事業評価のために必要な資料収集を行う。 収集した資料及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を作成する。	○
2. 農業情勢等調書の作成		
2-1. 社会経済情勢の変化		
(1) 産業別就業人口の動向	産業別就業人口の動向について国勢調査結果等(過去3調査年)により整理する。	○
(2) 地域経済の動向	農業粗生産額、製造品出荷額、商品販売額の動向について、現計画策定時5か年と直近5か年を農林水産統計年報、工業統計表、商業統計表により整理する。	○
(3) 農業の動向	農業経営体、土地、主要作物、大家畜、地域指定の動向について、農林業センサス(過去3調査年)により整理する。	○
(4) 経営耕地面積規模別及び経営体区分別農業経営体数の整理	経営耕地面積規模別経営体数、経営体区分別農業経営体数について、農林業センサス(過去3調査年)により整理する。	○
(5) 認定農業者数の推移	認定農業者数(経営体)及び認定農業者数(法人)の推移について、農業経営改善計画の認定状況により整理する。	○
(6) 法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移	法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移について、農林業センサス(過去3調査年)及び集落営農実態調査により整理する。	○
2-2. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化		
(1) 営農計画	作付面積、単位面積当たり収量、作付率について、現計画に基づき現況と計画の作物毎に整理するとともに、各種振興計画から今後の作物振興の見直しについて整理する。	○
(2) 農業振興計画等の見直し状況	事業計画時と現在の県、市町村、農協等による農業振興計画等の見直し状況について整理する。	○
(3) 農産物等の動向	作付面積、農産物価格、労賃単価、単位面積当たり収量について、現計画策定時5か年と直近5か年を農林水産統計年報、農産物価統計により整理・対比し、変化の状況及び要因について検討する。	○
3. 総事業費の算定及び費用対効果分析		
3-1. 総費用の算定	再評価時点の費用対効果分析における総費用を整理する。	○
3-2. 年効果額の算定	事業計画時の資料に基づき、主に時点修正を行い、年効果額を整理する。また、その根拠資料を整理する。	○
3-3. 費用対効果分析の整理	上記で算定した総費用、年効果額を基に費用対効果分析を行うとともに、その変動要因等を分析・整理する。	○
4. 現状分析		
4-1. 農業振興の必要性	優良農業地域(食料供給基地)、地区の社会経済情勢、農業振興計画等の変化から農業振興の必要性について検討する。	○
4-2. 上位計画との整合	最近の各種農業施策(農林水産業・地域の活力創造プラン等)との整合について検討する。	○
4-3. 一部効用の確認	一部施設の供用開始、農業への多面的効果、その他波及的効果の発現について検討する。	○
4-4. 事業評価の妥当性	営農計画、経済効果等に関わる基礎的要因より、事業評価の妥当性について検証する。	○
4-5. 事業継続の必要性	農村振興の必要性、事業評価の妥当性より、事業継続の必要性について検討する。	○
5. 「環境との調和への配慮」調書の作成	環境との調和への配慮の内容について調書を作成する。	○

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄
6. 「事業コスト縮減等の可能性」 調書の作成	事業コスト縮減に関して、評価時点までに行った取り組みと今後予定している取り組みについて調書を作成する。	○
7. 技術検討会資料(案)の作成		
7-1. 事業評価結果(案)	2. 農業情勢等調書の作成～4. 現状分析までの作業項目を踏まえ、事業評価結果(案)について所定の様式に整理する。	○
7-2. 事業評価説明資料	事業評価に当たっての第三者による「技術検討会」での説明資料(パワーポイントを含む)について作成する。	○
7-3. 事業評価説明資料基礎資料	事業評価説明資料の基礎資料について整理する。 事業評価に当たって想定される課題を検討し、その項目とその内容について整理する(想定問答の作成を含む)。	○
8. 点検とりまとめ	各作業項目の成果品について、点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○